

別表1 条例の対象となる事業一覧

			条例第3条第1項の規定による別表第1適用	条例第3条第1項の規定による別表第2適用		
開	特	発 行 為	開発地の面積 300 m ² 以上	○	—	
			新 築 又 は 改 築	集 合 住 宅	階数 3 以上	—
戸数が 5 戸未満	最高高さ 10m超	—			○	
	軒高 7 m超(注 1)	—			○	
	戸数が 5 戸以上	○			—	
自 己 用 住 宅	階数 3 以上(注 2)	—		○		
	最高高さ 10m超	—		○		
	軒高 7 m超(注 1)	—		○		
集 合 住 宅 又 は 自 己 用 住 宅 以 外	敷 地 面 積	300 m ² 未 満		階数 3 以上	—	○
				最高高さ 10m超	—	○
				軒高 7 m超(注 1)	—	○
		300 m ² 以上	○ 建築基準法第 85 条 第 5 項に規定する 仮設建築物を除く	建築基準法第 85 条 第 5 項に規定する 仮設建築物を建設 するとき		
	延 べ 面 積	200 m ² 未 満	階数 3 以上	—	○	
			最高高さ 10m超	—	○	
			軒高 7 m超(注 1)	—	○	
		200 m ² 以上	○ 建築基準法第 85 条 第 5 項に規定する 仮設建築物を除く	建築基準法第 85 条 第 5 項に規定する 仮設建築物を建設 するとき		

増築	集合住宅	戸数が 5戸未満	階数3以上	—	○	
			最高高さ10m超	—	○	
			軒高7m超(注1)	—	○	
		戸数が5戸以上	整備基準を満たさないとき	整備基準を満たすとき		
	自己用住宅		階数3以上(注2)	—	○	
			最高高さ10m超	—	○	
			軒高7m超(注1)	—	○	
	集合住宅又は自己用住宅以外	敷地面積	300㎡未満	階数3以上	—	○
				最高高さ10m超	—	○
				軒高7m超(注1)	—	○
			300㎡以上	整備基準を満たさないとき	整備基準を満たすとき	
		建築基準法第85条第5項に規定する仮設建築物を増築するときであって敷地面積300㎡以上	—	○		
		延べ面積	200㎡未満	階数3以上	—	○
				最高高さ10m超	—	○
				軒高7m超(注1)	—	○
200㎡以上	整備基準を満たさないとき		整備基準を満たすとき			
建築基準法第85条第5項に規定する仮設建築物を増築するときであって延べ面積200㎡以上	—	○				
用途の変更	集合住宅となる場合		—	戸数が5戸以上		
	集合住宅及び自己用住宅以外となる場合		—	延べ面積が200㎡以上		
上記以外の工作物の建設			—	1. 第一種特定工作物のとき 2. 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第2項各号に規定する規模のとき。		

(注1) 目的となる建築物の敷地又は敷地の一部が第一種低層住居専用地域にある場合に限る。

(注2) 目的となる建築物の敷地又は敷地の一部が第一種低層住居専用地域にある場合、若しくは居住の用に供しない部分を有する場合であって、地階を除く階数が3以上のときに限る。